

## (様式8)

## 公共事業終了箇所評価調書

評価確定日(平成26年10月1日)

事業コード	H26-建-終-02		区分	● 国庫補助	○ 県単独		
事業名	地方道路交付金事業費(改築)		部局課室名	建設部 道路課			
事業種別	一次改築(バイパス)		班名	道路建設班 (tel) 018-860-2492			
路線名等	(主)二ツ井森吉線		担当課長名	柴田 公博			
箇所名	北秋田市増沢		担当者名	田森 清美			
政策コード	03	政策名	未来の交流を創り、支える観光・交通戦略				
施策コード	05	施策名	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進				
指標コード	03	施策目標(指標)名	地域間ネットワークの構築				

## 1. 事業の概要

事業の背景及び目的	○当該路線は、能代市を起点とし北秋田市に至る幹線道路であり、県北部の地域間交流支援を担うとともに、通学路指定路線になっているなど、沿線住民にとって重要な生活道路となっている。しかし、当該区間は幅員狭小(Wmin=4.0)線形不良(Rmin=20m)で歩道も無かったことから、歩行者の安全確保や幹線道路の機能に支障をきたしていた(V=30km/h)。また、昭和35年に架設された高長橋は、コンクリートの劣化が激しいうえ鉄筋が露出・腐食していたため、構造上危険な状態となっていた。 幹線道路としての広域的な機能と、生活道路としての安全性を早急に確保するため、事業を立案したものである。								
事業期間	前回(H23年) H19年～H24年 終了 H19年～H24年	総事業費	前回(H20年) 終了 14.8億円 14.5億円	国庫補助率	7/10				
事業規模	前回(H23年) 延長L=2,400m 幅員W=6.0(11.0)m (2.5+1.25+3.0+3.0+1.25) 終了 延長L=2,400m 幅員W=6.0(11.0)m (2.5+1.25+3.0+3.0+1.25)								
<b>事業費内訳内容(千円)及び要因変化</b>									
事業効果の要因変化及び発現状況	前回評価計画①	最終②	増減②-①	理由					
	事業費	1,478,000	1,454,262	-23,738					
	経内 費訳	工事 用補 その他	1,283,685 95,309 99,006	1,242,311 93,060 118,891	-41,374 -2,249 19,885	請負差額等による工事費減。 用地補償費の精算による減。 設計・調査業務の増額による。			
	事業内容	調査・設計 改良工、舗装工、 橋梁工	調査・設計 改良工、舗装工、 橋梁工						
	コスト・効果対比較	費用便益変化の主な要因(前回評価→終了)							
目標達成率	○最終コスト 終了C②／前回評価C①=(0.98)	【便益】							
	○費用便益 前回評価B/C=(1.3) ↓ 終了B/C=(1.4)	【費用】 工事費及び用地補償費がそれぞれ減額したことによる。							
	指標名	県道改良率							
	指標式	改良済延長／路線実延長							
	指標の種類	● 成果指標 ○ 業績指標	低減指標の有無	○有	●無				
自然環境の変化	目標値a	72.3%	データ等の出典	○有					
	実績値b	72.5%		●無					
	達成率b/a	100.3%	把握の時期	平成26年 4月					
	指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法 ○指標を設定することができなかった理由及び把握方法と成果 ※データの出典含む								
社会経済情勢の変化	・特になし。								
	当該工区周辺の自然環境に大きな変化はない。								
事業終了後の問題点及び管理・利用状況	・特になし。								
	・地域住民及び周辺企業等へのアンケート調査の結果、走りやすさの向上、移動時間の短縮、及び隘路区間解消(バイパス)による安全性や快適性の向上、並びに冬期の安全な交通機関の確保が整備効果として挙げられている。								

住民満足度等の状況 (事業終了後)	<p>①満足度を把握した対象 ● 受益者 ● 一般県民 (時期:平成26年 9月)      ②満足度把握の方法      　● アンケート調査 ○ 各種委員会及び審議会 ○ ヒアリング ○ インターネット      　○ その他の方法 (具体的に )      ③満足度の状況</p> <p>地域住民及び一般利用者などから、「走りやすくなった、移動・通勤時間が短縮した、歩行者・自転車が通りやすくなった」等、高い満足度が得られた。</p>
上位計画での位置付け	○ふるさと秋田元気創造プラン「地域医療などを支える救急ネットワークの整備」を実施する事業
関連プロジェクト等	○特に無し。
前回評価結果等	<p>●選定または継続 ○改善 ○見直し ○保留又は中止</p> <p>①指摘事項 特に無し。</p> <p>②指摘事項への対応 特に無し。</p>

## 2. 所管課の自己評価

観点	評価の内容(特記事項)	評価結果
有効性	<p>①住民満足度の状況      　●A ○B ○C      　アンケート調査結果から、回答者の約9割が事業に満足、概ね満足しているとのことだった。また満足している理由の約7割は安全性が向上したということだった。</p> <p>②事業の効果      　●A 達成率100%以上 ○B 達成率80%以上100%未満 ○C 達成率80%未満      　当該事業は計画通り進捗し、県道改良率の目標に達した。</p>	<p>●A      ○B      ○C</p>
効率性	<p>①事業の経済性の妥当性      　●A ○B ○C      　費用便益費は1.0を上回っていることから、本事業は経済的に妥当であったと評価できる。</p> <p>②コスト縮減の状況      　○A 縮減率20%以上 ○B 縮減率20%未満 ○C 縮減なし</p>	<p>●A      ○B      ○C</p>
総合評価	<p>●A (妥当性が高い) ○B (概ね妥当である) ○C (妥当性が低い)</p> <p>地域住民及び道路利用者の利便性の向上や交通安全の確保が図られており、住民満足度等からも成果が認められることから、当事業は妥当性が高いと評価できる。</p>	

## 3. 評価結果の同種事業への反映状況等(対応方針)

事業開始前の予備調査や設計段階での現場の把握、他事業との調整等により、道路の整備効果が十分に発揮されるよう検討・設計を行い、更には工法の工夫等によるコスト縮減へも積極的に取り組み、効率的な事業執行を図るとともに、地域住民や道路利用者から高い満足が得られるよう努める。

## 4. 公共事業評価専門委員会意見

県の対応方針を可とする。

## ○総合評価の判定基準

総合評価の区分	判 定 基 準	総合評価
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	
B (概ね妥当である)	「A」判定、「C」判定以外の場合	A
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合	